

介護老人福祉施設

重要事項説明書

社会福祉法人元気村

特別養護老人ホーム 翔裕園

「介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設はご契約者に対して、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供される サービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当施設への入所は、原則として「要介護 3 から 5」と認定された方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を 最大限利用しても、在宅生活が困難な者が対象となります。

ただし、「要介護 1 又は 2」であっても、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等からの意見を踏まえ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を最大限に利用しても在宅生活が困難で、かつ、施設以外での生活が著しく困難であることについてやむを得ない事由があると認められる者である場合は、特例的に入所の対象となる場合があります。

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人元気村 |
| (2) 法人住所 | 埼玉県鴻巣市東一丁目 1 番 25 号 |
| (3) 電話番号 | 048-544-0880 |
| (4) 代表者氏名 | 神成 裕介 |
| (5) 設立年月日 | 平成 5 年 1 月 7 日 |

2 ご利用施設

- | | |
|--------------|--|
| (1) 施設の種類 | 介護老人福祉施設
埼玉県指定第 1171700162 号 |
| (2) 施設の目的 | 社会福祉法人元気村が開設する介護老人福祉施設（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 翔裕園 |
| (4) 施設の所在地 | 埼玉県鴻巣市上谷 687 番地 1 |
| (5) 電話番号等 | （電話）048-541-8585 （FAX）048-541-8586 |
| (6) 管理者氏名 | 施設長 武内 健次 |
| (7) 当施設の運営方針 | 入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立的な日常生活を営むことができるよう支援する。

地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。 |
| (8) 開設年月日 | 平成 5 年 10 月 1 日 |
| (9) 入所定員 | 87 人 |

3 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類		室数	備考
居室	本館 1 階	7 室	4 人部屋 5 室 2 人部屋 2 室
	本館 2 階	9 室	4 人部屋 6 室 2 人部屋 1 室 個室 2 室
	新館 2 階	10 室	4 人部屋 8 室 2 人部屋 1 室 個室 1 室
その他 設備	食堂	3 室	本館 1 階・2 階 新館 2 階に各 1 室
	浴室	1 室	個浴 特殊浴槽
	トイレ	15 室	本館 1 階・2 階 新館 2 階に各 5 室
	医務室	1 室	医薬品 医療機器あり
	静養室	2 室	本館・新館に各 1 室
	機能訓練室	1 室	リハビリ機器あり

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

※ ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上、決定するものとします。

4 当施設の職員体制及び職員内容

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	指定基準	職務内容
施設長	1	施設従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
医師	必要数	ご利用者の健康状況、健康保持のための適切な措置をとる
生活相談員	1	ご利用者、ご家族の相談援助、関係機関との連絡調整
介護支援専門員	1	施設サービス計画の作成を行う
介護職員	34	ご利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う
看護職員	3	ご利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う
管理栄養士	1	ご利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う
機能訓練指導員	1	機能の減衰を防止するための訓練を行う
調理員	業務委託	献立に基づき給食を調理し配膳を行う
事務員	1 以上	必要な事務を行う
その他	必要数	営繕・清掃等など行う

5 施設サービスの内容

サービス内容に関しては以下の通りとなります

(1) 日常生活支援

施設サービス 計画の立案	介護支援専門員と介護関係職員が協議して施設サービス計画（ケアプラン）を立て、ご本人又はご家族に説明し同意をいただきます。
介護	上記の施設サービス計画（ケアプラン）に沿って下記の介護を行います。 着替え、排泄、食事、入浴等の介助、口腔ケア、体位交換、シーツ交換、移動・移乗介助 等
入浴	週に2回の入浴になります。但し、心身の状況に応じ、入浴を控えて清拭等となる場合があります。
排泄	排泄の自立を促すため、身体能力を活用した援助を行います。
食事	朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～ ※15:00におやつを用意します。 ※お食事は原則として食堂にて召し上がっていただきます。ただし、本人の希望及び体調不良時には居室等にて召し上がることもあります。 ※インスリン接種、胃ろうの方は必要に応じ別途協議いたします。
機能訓練	機能訓練指導員がご利用者にあわせた機能訓練計画を作成し、計画を基に機能訓練を実施し、身体機能低下を防止するよう努めます。
洗濯	シーツ等リース以外の衣類は施設にて洗濯を行います。
理美容サービス	希望の方は、月に1回以上訪問理美容の方に来て頂き理美容サービスを受けていただくことができます。希望の方はフロアの職員へお申し付けください。訪問理美容サービス業者からの請求により実費が個人負担になります。

(2) 余暇活動支援

アクティビティ	利用者一人ひとりの意向を尊重し、アクティビティを実施いたします。 費用が発生した場合の料金は実費が個人負担になります。
行事	個別の誕生日会、秋祭り、敬老会、新年会等の季節行事を行います。

(3) 保健医療サービス

健康管理	毎週水曜日に嘱託医師による診察を受けることができます。 日常的には、看護職員を中心に健康管理を行います。 医療の必要性は嘱託医師、協力医療機関の医師が判断します。 医療が必要と判断された場合には速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。この場合は利用者またはご家族の責任のもとで判断していただきます。 定期健康診断を年1回行います。 インフルエンザ予防接種を年1回行います。
------	---

(4) 代行業務

行政手続代行	手続きの代行を希望される場合は、その都度お申し出ください。
介護保険更新申請の援助	介護保険更新の際には、継続して施設利用ができるよう更新申請に対する必要な援助を行います。
日常費用支払代行	介護以外の日常生活に係わる諸経費（医療費・外出時実費等）の立替代行を行います。（立替を行った諸経費については、翌月以降に利用料金と併せて請求します）

(5) 預かり金管理

預かり金管理	・当施設では「預かり金取扱い要綱」を定めており、利用者又はその家族が金銭管理を行う事が困難な場合、同意を得た上で代行することが出来ます。 ・金銭管理の対象となるものは、年金の受け取り、自己負担金の支払、保険料の支払、医療費・日常購入品の支払等です。非日常的な高額金銭や証券・土地等は原則的に管理できませんのでご了承ください。 ・管理は原則として指定金融機関の通帳とします。
--------	--

(6) 家族との交流・地域との交流・その他

行事への参加	当施設が実施する行事には、是非一緒にご参加下さい。 （事前に連絡し参加人数を確認する場合があります）
ボランティア	各行事・日常生活の援助等、様々な活動でボランティアのご協力をいただいております。ボランティアの受付も常時行っています。
福祉教育	近隣小中学校等の総合教育や福祉等の学習の場として、当施設を積極的に提供しています。
選挙	選挙時ご希望者は、期日前投票にお連れします。
災害時相互援助協定	不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に備え、損害を未然に或いは最小限に留めることを目的とし、「埼玉脳神経外科病院」・「このすなーシングホーム共生園」と相互援助協定を締結しています。
面会時の会食サービス	ご家族の面会時に利用者と一緒に食事ができるよう、会食サービスを行っています。（前日までのお申込みで1食510円になります）

6 利用者負担金

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は「別紙1・2」のとおりです。

この金額は①介護保険の給付の対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額、

②介護保険の給付の対象とならないサービス（個人サービス費）の2種類に分かれます。

（なお、②の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならないとされています。疑問点等があればお尋ねください。）

①の介護保険の給付の対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額については本人の合計所得金額により利用者負担割合が異なります。負担割合については、保険者より交付されます「介護保険負担割合証」にて確認をお願いします。

居室及び食費に係る自己負担額は、保険者より交付されます「介護保険負担限度額認定証」にて確認をお願いします。

7 請求及び支払方法

「別紙 1・2」に記載された利用料（入居者負担分の金額）は、1 ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	※口座振替を利用できるのは「埼玉縣信用金庫」または「ゆうちょ銀行」のみとなります。サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は直前の平日）に、金融機関の口座より引き落とします。また、資金不足等で自動振替が出来なかった場合は、ゆうちょ銀行は翌月1日、埼玉縣信用金庫は翌月20日に再振替となります。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の25日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ※振込手数料は入居者負担となります。 【金融機関】埼玉縣信用金庫 【店名】鴻巣支店 【店番】010 【預金種目】普通預金 【口座番号】0765651 【口座名義】社会福祉法人元気村 理事長 神成 裕介 読み：フク）ゲンキムラ リジチョウ カンナリユウスケ

8 秘密の保持

- （1）従業者に業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- （2）入居者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当国会議等で入居者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当国会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- （3）入居者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

9 緊急時の対応方法

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、入居者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関名称	医療法人社団鴻愛会 こうのす共生病院
所在地	〒365-0027 埼玉県鴻巣市上谷2073-1
電話番号	048-541-1131
診療科目	外科、内科、呼吸器科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科、眼科、総合診療科

※緊急の場合、「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

医 療 機 関 名 称	医療法人社団デンタルケアコミュニティ フォレストデンタルクリニック 鴻巣院
所 在 地	〒365-0039 埼玉県鴻巣市東2丁目1-8 1階
電 話 番 号	048-511-6879
医 療 機 関 名 称	今仁歯科クリニック
所 在 地	〒365-0062 埼玉県鴻巣市箕田477-15
電 話 番 号	048-598-3187

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行い、事故の状況や事故に際してとった処置について記録、報告、説明し、被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

11 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により入居者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。また守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、入居者の故意又は過失が認められた場合、あるいは入居者の置かれた心身の状況等を斟酌して、減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 保 険 名：介護保険・社会福祉事業者総合保険
--

12 苦情等相談窓口

※サービス提供に関する相談や苦情等については、次の窓口で対応します。

窓 口 担 当 者	(相談課) 荒井大輔 藤尾朋和 田沼和子 土谷健太郎
解 決 責 任 者	(施設長) 武内健次
受 付 時 間	9:00～18:00
受付電話番号	048-541-8585

※上記窓口で解決できない場合は、次の窓口で対応します。

窓口名	社会福祉法人元気村 苦情解決委員会（理事長主催） 社会福祉法人元気村 虐待防止委員会（理事長主催）
受付時間	月曜日～土曜日 9:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く
受付電話番号	048-544-0880

※次の公的窓口でも相談等を受け付けています。

鴻巣市役所 介護保険課 介護保険担当 〒365-8601 鴻巣市中央1-1	電話 048-541-1321 土日、祝日、年末年始を除く 平日8:30~17:15
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒338-0002 さいたま市中央区下落合1704 国保会館	電話 048-824-2568 土日、祝日、年末年始を除く 平日8:30~17:15
埼玉県高齢介護課 高齢者虐待防止担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 本庁舎1階	電話 048-830-3251 土日、祝日、年末年始を除く 平日8:30~17:00

※第三者委員は、公正中立な立場で、苦情等を受付け相談に応じていただけます。

加藤 典子（鴻巣地区）	元鴻巣市認定審査会委員・元看護師	
-------------	------------------	--

13 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

1. 利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況…なし
2. 第三者による評価の実施状況…なし

14 法令遵守について

法人の事業が法令遵守により遂行されるよう、下記の通り責任者を置いております。

法令遵守最高責任者	社会福祉法人 元気村 理事長 神成 裕介
法令遵守責任者	社会福祉法人 元気村 理事 西川 雅人
事業所法令遵守責任者	社会福祉法人 元気村 特別養護老人ホーム 翔裕園 施設長 武内 健次

15 非常時災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えると共に、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回、入居者及び従業者等の訓練を行います。

16 身体拘束の廃止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととします。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入居者及びそのご家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

17 施設利用時の留意事項

- (1) 施設の協力医療機関の受診や入院の際の送迎は基本的に施設で行いますが、場合によりご家族の付き添いをお願いすることもございますので、できる限りのご協力をお願いします。
- (2) 入居後においても基本的にいつでもご家族と一緒に外出および外泊ができます。その際は「外出・外泊届」をご提出いただくか、電話での口頭での連絡をいただけるようお願い致します。届出書が必要な場合は事務室にお申し付けください。ただし、入居者の当日の体調や感染症の流行等の理由により外出及び外泊をご遠慮いただくことがあります。その場合、入居者及びご家族にその理由をご説明いたします。
- (3) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。
- (4) 宗教その他信条の相違などで他人を攻撃し、自己の利益のために他人の自由を侵すことのないようお願いします。宗教の勧誘、特定の政治活動等は行わないよう、お願いします。
- (5) 火気の取扱いはご遠慮ください。
- (6) 利用者から居室変更の申し出や同室者とのトラブル、心身の状況に変化があった場合は居室の空き状況に応じて居室の変更を検討いたします。
- (7) けんか、口論、泥酔、販売行為、誹謗中傷その他、他人の迷惑となるような行為はなさらないよう、お願いします。
- (8) 生活環境の保全のため施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力してくださいませう、お願いします。
- (9) その他管理上必要な指示について守っていただきますよう、宜しくをお願いします。